

# 指定障害サービス事業所（短期入所） 利用契約書

（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人 まほろば

ぱる・茅渚の里（以下「事業者」といいます。）は、利用者に対し提供する指定

障害サービス事業所（短期入所）について、次のとおり契約します。

## （契約の目的）

第1条 この契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律（以下、障害者総合支援法といいます）等関係法令の理念に則り、利用者

の居宅における自立の支援と日常生活の充実のために必要なサービスを適切

に行うことを定めます。

## （契約期間）

第2条 この契約の期間は、平成 年 月 日から利用者の介護給付費

支給期間満了日までとします。

2 この契約でいう「契約期間」とは、前項に定める契約の有効期間をいい、

「利用期間」とは、前項で定められた契約期間内において、事業者が利用者

に対して、現に短期入所サービスの実施期間をいいます。

3 前項契約期間満了の日に引き続き、利用者について介護給付・訓練

給付費の支給が決定されたときは、その決定された期間本契約は更新する

ものとなります。また、それ以降の契約期間満了に伴う更新についても同様

とします。ただし、期間満了の3か月前までに利用者から本契約を更新しない旨の申し入れがあった場合、または第15条により本契約が解除された場合は、本契約は終了するものとします。

## サービス内容

第3条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を

提供します。尚、個別の契約内容については別紙の通り契約をします。

2 サービス提供は、生活支援員等の従事者が当たります。

3 サービスの提供に当たっては利用者の心身の状況に応じ自立の支援と

日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行います。

4 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを

提供します。

## 利用料金

第4条 利用者は、「重要事項説明書」に記載されている介護給付費対象

サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額。但し軽減

等の適用あり。）の所定の利用者負担額を支払います。ただし、介護給付費につ

いては、事業者が市町から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。

2 事業者は、利用者が介護給付費対象外サービス内容を受ける場合は料金

せいきゅう  
を請求します。

- 3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ます。

#### りょうりょう しはらいほうほう (利用料の支払い方法)

だい5じょう りょうしゃ ぜん5じょう さだめるりょうりょうきん つき しはらい  
第5条 利用者は前5条に定める利用料金を月ごとに支払います。

- 2 事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月中旬に送付します。
- 3 当月の利用料金の合計金額は、翌月の事業者の指定した日に利用者の指定口座より、自動引き落としさせていただきます。
- 4 諸事情により、引き落としできなかった場合は、現金による支払か、事業所指定口座へ振込みをお願いいたします。
- 5 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者へ領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなします。必要に応じて領収書も発行します。

#### りょう ちゅうし へんこう ついか (利用の中止・変更・追加)

だい6じょう りょうしゃ りょうきじつまえ たんきにゅうしよき ーびす りょう ちゅうし  
第6条 利用者は利用期日前において、短期入所サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前々日の受付時間（重要事項説明書に記載）までに申し出るものとします。

2 利用者が、サービス実施日の前々日の受付時間内以降に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良などやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

#### (サービス内容の変更)

第7条 事業者は、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容を変更することができるものとします。

#### (事業者の基本的義務)

第8条 【自立等の支援】事業者は、利用者に対し、利用者の自立と社会経済活動への参加促進の観点からできる限り居宅に近い環境の中で、必要なサービスを提供していきます。

2【利用者の意思などの尊重】事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。

じぎょうしゃ ぐたいてきぎむ  
(事業者の具体的義務)

だい9じょう (あんぜんはいりよぎむ) じぎょうしゃ さーびす ていきょう りようしゃ  
第9条 【安全配慮義務】事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の

せいめい しんたい ざいさん あんぜん かくほ はいりよ  
生命・身体・財産の安全、確保に配慮します。

(せつめいぎむ) じぎょうしゃ ほんけいやく もとづくないよう りようしゃ しつもんとう  
2 【説明義務】事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に

たいしててきせつ せつめい  
対して適切に説明しなければならない。

(しゅひぎむ) じぎょうしゃおよびさーびすじゅうじしゃ ほんけいやく さーびすていきょう  
3 【守秘義務】事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービス提供する

しりえたりようしゃ かぞくとう ひみつ せいとう りゆう ばあい  
にあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合

のぞきだいさんしゃ かいじ じぎょうしゃ しょくいん あと  
を除き第三者に開示することはありません。なお事業者の職員でなくなった後

ひみつ ぼじ むね しょくいん こようけいやく ないよう  
においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容として

じぎょうしゃ た していしょうがい じぎょうしゃ たいし りようしゃ かんする  
います。また事業者は、他の指定障害サービス事業者に対し、利用者に関する

じょうほう ていきょう さい ぶんしょ りようしゃ どうい えます  
情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

(しんたいこうそく きんし) じぎょうしゃ りようしゃ た りようしゃとう せいめい しんたい  
4 【身体拘束の禁止】事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を

ほご きんきゅうやむをえないばあい のぞいてしんたいてきこうそくそのたりようしゃ こうどう  
保護するため緊急やむを得ない場合を除いて身体的拘束その他利用者の行動を

せいげん こうい おこないません  
制限する行為を行いません。

(ぎゃくたいぼうし そち) じぎょうしゃ りようしゃ しんたいてき せいしんてきくつうとう ぎゃくたい  
5 【虐待防止のための措置】事業者は、利用者には身体的・精神的苦痛等の虐待

ぼうし せきにんしゃ せつち さーびすていきょうせきにんしゃ ぎゃくたいぼうしけいはつ  
を防止するため、責任者を設置し、サービス提供責任者に虐待防止啓発のため

ていきてきけんしゅう じっし こうじます  
の定期的研修の実施を講じます。

(きろくせいびほぞんぎむ) じぎょうしゃ さーびすていきょう かんするきろく せいび  
6 【記録整備保存義務】事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、

さーびすていきょうび 5ねんかんほぞん りようしゃ じぎょうしゃ まどぐちぎょうむ  
サービス提供日から5年間保存します。また利用者は、事業者の窓口業務

じかかない ごぜん 9 じ ごご 5 じ じぶん きろく みる じつび ふたん  
時間内(午前9時～午後5時)に自分の記録を見ることができますし、実費を負担

してコピーすることもできます。

#### そうだんおよびえんじょ (相談及び援助)

だい10じょう りようしゃおよび かぞく きぼう せいかつ りようしゃ しんしん じょうきょうなど はあく  
第10条 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握

し、適切な相談・助言・援助を行います。

#### けんこうかんり (健康管理)

だい11じょう じぎょうしゃ つねにりようしゃ けんこう じょうきょう ちゅうい けんこうほじ  
第11条 事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持

のための適切な措置を講じます。

#### きんきゅうじ えんじょ (緊急時の援助)

だい12じょう じぎょうしゃ りようしゃ びょうじょう きゅうへん しょうじたばあい そのたひつよう ばあい  
第12条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合に

は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及びそ

の家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

#### くじょうかいけつ (苦情解決)

だい13じょう りようしゃおよび かぞく じぎょうしゃ ていきょう さーびす かんしてくじょう  
第13条 利用者及びその家族は、事業者が提供したサービスに関して苦情が

ある場合は、いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口

に苦情を申し立てることができます。または、「重要事項説明書」に記載され

うんえいてきせいはいんかいなど くじょう もうしたてる  
た運営適正化委員会等に苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者または家族に文書で報告します。

3 事業者は、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合にこれを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

けいやく しゅうりょう  
(契約の終了)

だい15じょう りようしゃ していしょうがいさ ーび すじぎょう たんきにゅうしょ りよう けいやく しゅうりょう  
第15条 利用者は、指定障害サービス事業（短期入所）の利用の契約を終了

する場合は7日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知することにより

この契約を解除することができます。また、事業者もしくはサービス提供担当

職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、利用者はただちに契約を

解除することができます。

(1) 事業者若しくはサービス提供職員が正当な理由なく、契約に定める障

がい福祉サービスを実施しない場合。

(2) 事業者が秘密の保持（守秘義務）に違反した場合。

(3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合。

(4) 他の利用者が、利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは

は傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない

ばあい  
場合。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の

予告期間を置いて理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除す

ることができます。但し利用者が以下の事由に該当する場合には、ただちに

契約を解除することができます。

(1) 利用者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し

期間を定め再三催告したにもかかわらず支払わない場合。

(2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員

に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続し

がたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。

(3) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。

(4) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることができ

ない場合。

(5) 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に

見込まれる場合または現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合。

(6) 利用者が死亡した場合。

そんがいばいしょう  
(損害賠償)

第16条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに

関係市町及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故



じょうきょうおよびしょち きろく  
状 況 及 び 処 置 について 記 録 します。

2 じぎょうしゃ サービス ていきょう じぎょうしゃ せき きす じゆう  
事 業 者 は、サ ー ビ ス を 提 供 す る に あ た っ て、事 業 者 の 責 と 帰 す べ き 事 由  
により 利用者 に 損 害 を 与 え た 場 合 に は、速 や か に 賠 償 し ます。

みもとほしようにん  
(身元保証人)

だい17じょう じぎょうしゃ りょうしゃ たいし みもとほしようにん もとめる ただし  
第 1 7 条 事 業 者 は、利 用 者 に 対 し、身 元 保 証 人 を 求 め る こ と が あ り ます。但 し、

りょうしゃ みもとほしようにん そうとう りゆう みとめられるばあい  
利 用 者 に 身 元 保 証 人 を た て る こ と が で き な い 相 当 の 理 由 が 認 め ら れ る 場 合 は、

かぎり  
そ の 限 り で は あ り ませ ん。

2 みもとほしようにん つぎ かくごう せき にん お  
身 元 保 証 人 は、次 の 各 号 の 責 任 を 負 い ます。

(1) りょうしゃ せき じぎょうしゃ そんがい あたえたばあい りょうしゃ れんけい とうがいそんがい  
利 用 者 の 責 に よ り 事 業 者 に 損 害 を 与 え た 場 合、利 用 者 と 連 携 し 当 該 損 害  
を 賠 償 す る こ と。

(2) けいやくかいじよまた けいやくしゅうりょう ばあい りょうしゃ じょうたい み あ っ た て き せ つ う け い れ さ き  
契 約 解 除 又 は 契 約 終 了 の 場 合、利 用 者 の 状 態 に 見 合 っ た 適 切 な 受 入 れ 先  
確 保 に 努 め る こ と。

きょうぎじこう  
(協 議 事 項)

だい18じょう けいやく さだめられて じこう もんだい しょうじたばあい じぎょうしゃ  
第 1 8 条 契 約 に 定 め ら れ て い な い 事 項 に つ い て 問 題 が 生 じ た 場 合 に は、事 業 者

しょうがいしゃそうごうしえんほうなど かんけいしよほうれい さだめる したがい りょうしゃ せいい  
は 障 害 者 総 合 支 援 法 等 の 関 係 諸 法 令 の 定 め る と こ ろ に 従 い、利 用 者 と 誠 意 を も

きょうぎ  
っ て 協 議 す る も の と し ます。

じょうき けいやく しょうする ほんしょ 2 つう さくせい りようしゃ じぎようしゃ きめいなついでん  
上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のう

え、各1通を保有するものとします。

へいせい ねん がつ 日にち  
平成 年 月 日

じぎようしょめい  
事業所名

しゃかいふくしほうじん ぼる ちぬ さと  
社会福祉法人 まほろば パル・茅渟の里

じぎようしょじゅうしょ  
事業所住所

さかいしみなみく か ま 9 9 5 ばん ち  
堺市南区釜室995番地1

だいひょうしゃしめい  
代表者氏名

りじょう ほん だ たけし いん  
理事長 原田 武 印

りようしゃじゅうしょ  
利用者住所

し めい  
氏 名

いん  
印

だいにんにじゅうしょ  
代理人住所

し めい  
氏 名

いん  
印

ぞく がら  
続 柄

(別紙1)

こじんじょうほうしようどういしょ  
個人情報使用同意書

わたし自身および家族の個人情報については、サービス計画に沿って  
円滑にサービスを提供する為に実施される事業所内における  
サービス会議、他の事業所との私の利用するサービスに係る連絡  
調整において必要な場合、緊急時における病院等への情報提供  
等、必要最小限の範囲において個人情報を使用することに同意しま  
す。

ばる ちぬ さと  
バル・茅渟の里

しよ ちょう いけだ じゆん きま  
所長 池田 淳 様

へいせい ねん がつ にち  
平成 年 月 日

りようしゃじゆうしょ  
利用者住所

し めい いん  
氏 名 印

だいにんにじゆうしょ  
代理人住所

ぞく がら  
続 柄  
し めい いん  
氏 名 印

りようしゃかぞくじゆうしょ  
利用者家族住所

し めい いん  
氏 名 印